



お知らせ版

No.1205

『中山町子ども読書活動推進計画（素案）』に対するパブリック・コメント（意見公募）を実施します

※提出・お問い合わせ先
教育課生涯学習G
☎662・2235

中山町の子どもたち一人一人が自主的に読書に親しみ、読書習慣を身に付ける環境づくりを目指すため、『中山町子ども読書活動推進計画』の策定を進めています。

この計画は町内の小中学生や保護者へアンケートを実施し、学識経験者や学校教諭等で構成される策定委員会で検討を行ってきました。このたび計画素案としてまとめましたので、計画策定にあたって、町民の皆さんからの意見を募集します。

■計画素案の公表方法

春は異動の季節です！
国民健康保険の加入・脱退・学保険証の手続きをお忘れなく

※届出・お問い合わせ先
住民税務課住民G（役場1階3番窓口）
☎662・2113

国民健康保険（国保）の加入・脱退届出は、異動のあった日から14日以内にお願います。

【国保に加入するとき】
退職等によりご加入の医療保険を脱退したとき（切れ目なく他の医療保険に加入した場合を除く）や、前住所地で市区町村の国保に加入していた方が中山町へ転入したとき

●届出に必要なもの ▼社会保険資格喪失連絡票（退職した事業所で発行）▼世帯主の印鑑 ▼厚生年金証書（厚生年金受給資格がある60歳～64歳の方）

※60歳未満の方は国民年金加入手続きを併せて行いますので、年金手帳もお持ちください。

【国保から脱退するとき】
就職または家族の被扶養者になり、勤務先から医療保険証の交付を受けたときや、中山町から転出するとき（下記「学保険証の手続き」もご確認ください）

中山町の子どもの読書活動推進計画（素案）に対するパブリック・コメント（意見公募）を実施します

①町ホームページ「新着情報」への掲載
②各施設での閲覧（役場1階総合窓口、保健福祉センター、中央公民館、なかやま保育園、ほんわ館）

●意見の募集期間 3月20日（木）～4月6日（日）

■意見の提出方法 各閲覧施設へ持参、郵送（中山町大字長崎6010）、電子メール（syakyou@town.nakayama.yamagata.jp）
FAX（662・5440）

犬の飼主の皆さんへ
狂犬病予防接種（集合注射）・犬の登録等について

※お問い合わせ先
住民税務課住民G
☎662・2113

●日時 4月13日（日）

●届出に必要なもの ▼新たに発行された医療保険証（全員分） ▼国保の保険証（脱退する方全員分） ▼世帯主の印鑑

※国保加入者が75歳になり、後期高齢者医療に加入した場合は、国保脱退の届出は必要ありません。

【学保険証の手続き】
大学や専門学校などでの修学のために国保加入者である家族と住所地を別にする方は、特例で中山町の国保に加入することになります。「学保険証」を交付しますので、届出を行ってください。

また、現在「学保険証」をお持ちの方も、更新あるいは非該当の届出が必要です。

●役場駐車場 午前9時30分～10時30分
●保健福祉センター 午前11時～11時30分
▼すばやく中山（総合体育館南側室内ゲートボール場）入口 午後1時～1時30分

●登録・注射料金
▼注射のみ：3200円
▼新規登録（新しく飼い始めた方）と注射：6200円

◆犬の登録をしている方には4月上旬に案内ハガキが届きますので忘れずにお持ちください。

◆予防接種には犬が暴れた場合に押さえられる方がお越しくください。

◆狂犬病予防接種はすべて1頭1針で行っており、複数の犬に同じ針を使用することはありません。

◆当日会場ですべて接種が受けられない方は、遅くとも6月末まで

●新たに学生として町外に住所を移転する場合（学該当届）
●進級等により、今年4月以降も引き続き在学中の場合（学該当届（年度更新））

■卒業した場合（学非該当届）
●届出に必要なもの ▼在学証明書または学生証の写し（非該当届出時は不要）▼国保の保険証 ▼町内世帯主の印鑑

※対象者の現住所および在学する学校の名称・住所を控えてください。

●その他
▼犬が死亡したときや飼主が変わったときは、役場に届出が必要で、印鑑と鑑札等を持参して手続きを行ってください（役場1階4番窓口）。

▼犬がいなくなったら必ず村山保健所（☎627・1187）へ連絡しましょう。保護されている場合があります。また、万が一の場合に備え、鑑札は必ず首輪に着けるようにしましょう。

▼犬に関する苦情や相談が寄せられています。散歩中のフンの後始末は必ず行ってください。また、放し飼いはやめましょう。

●お問い合わせ先
健康福祉課福祉G
☎662・2673

●申請期間 3月20日（木）まで
●申請場所 保健福祉センター

※対象世帯や助成内容についての詳細は3月1日号をご覧ください。

●お問い合わせ先
健康福祉課福祉G
☎662・2673

●申請期間 3月20日（木）まで
●申請場所 保健福祉センター

※対象世帯や助成内容についての詳細は3月1日号をご覧ください。

●お問い合わせ先
健康福祉課福祉G
☎662・2673

●申請期間 3月20日（木）まで
●申請場所 保健福祉センター

※対象世帯や助成内容についての詳細は3月1日号をご覧ください。

身体障がい者自動車福祉給油券 福祉タクシー利用券を交付します

交付は福祉給油券か福祉タクシー利用券いずれか一方です。

	福祉給油券	福祉タクシー利用券
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■町内に住所があり実際に住所地で生活している方 ■下記のいずれかを所持している方（②・③のみに該当する方は、福祉タクシー利用券のみ申請できます。） <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳所持者（視覚障害1～4級、聴覚障害2・3級、上肢1～4級、下肢1～5級、体幹1・2・3・5級、内部障害：1・3・4級） ②療育手帳所持者でAランクの方 ③精神障害者保健福祉手帳所持者で1～3級の方 	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉給油券については、対象者本人が運転可能で、かつ、本人名義の車をお持ちの方
申請日	<ul style="list-style-type: none"> ■3月28日（金）午前9時～正午 役場 103 会議室 ■3月31日（月）午前9時～正午 保健福祉センター検診ホール <p>※都合が悪い場合は4月1日以降に次の窓口において申請できます。福祉給油券…保健福祉センター 福祉タクシー券…役場総合窓口または保健福祉センター</p>	
持ち物	印鑑・身体障害者手帳・運転免許証・車検証	印鑑・上記の手帳

※お問い合わせ先
健康福祉課福祉G ☎662 - 2673

就学援助制度のお知らせ

※申請・お問い合わせ先
教育課学校教育G ☎662・5484

●対象者 町内に住所を有しており、中山町立の小中学校に在学している児童生徒の保護者等で、生活保護を受給中または生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる方

●援助されるもの ①学用品費 ②通学用品費 ③校外活動費 ④新入学用品費 ⑤修学旅行費 ⑥通学費 ⑦医療費 ⑧給食費 ⑨その他就学に係る経費等

●申請方法 関係書類を添付し、3月28日（金）までに提出してください。申請書は町内各小中学校または学校教育G（中央公民館内）に準備してあります。

訂正
3月1日号1ページに誤りがありました。迷惑メール解除設定アドレス jlhptown.nakayama.yamagata@mail/mobile 正 mobile@jlml.town.nakayama.yamagata.jp